

富津市子ども・子育て支援事業計画
骨子案

平成 26 年

【目次】

第1章 計画策定の意義.....	1
1-1. 計画策定の趣旨.....	1
1-2. 計画の位置づけ.....	2
1-3. 計画期間.....	2
第2章 本市の子ども・子育てをめぐる環境.....	3
2-1. 人口、世帯、人口動態等.....	3
2-2. ニーズ調査からみた子育ての状況.....	5
2-3. 本市の子ども・子育て支援の課題.....	8
第3章 計画の基本的な考え方.....	9
3-1. 計画の基本理念.....	9
3-2. 計画の基本目標.....	9
第4章 事業計画.....	11
4-1. 教育・保育提供区域の設定.....	11
4-2. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策.....	13
4-3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	16
4-4. 乳幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策.....	29
4-5. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保.....	29
4-6. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携.....	29
4-7. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携.....	29
第5章 子ども子育ての施策（重点施策、行動計画の目標達成状況など）.....	30
第6章 計画の推進体制.....	36
6-1. 関係機関等との連携.....	36
6-2. 計画の達成状況の点検・評価.....	36

第1章 計画策定の意義

1-1. 計画策定の趣旨

近年、急速な少子化の進展、待機児童の増加、地域のつながりの希薄化などにより、子育てをめぐる地域や家庭の状況は大きく変化しています。

このような現状・課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立しました。これらの法に基づく、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度（2015年度）から本格的にスタートするにあたり、市町村は「①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「③地域の子ども・子育て支援の充実」を図るために「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務づけられています。

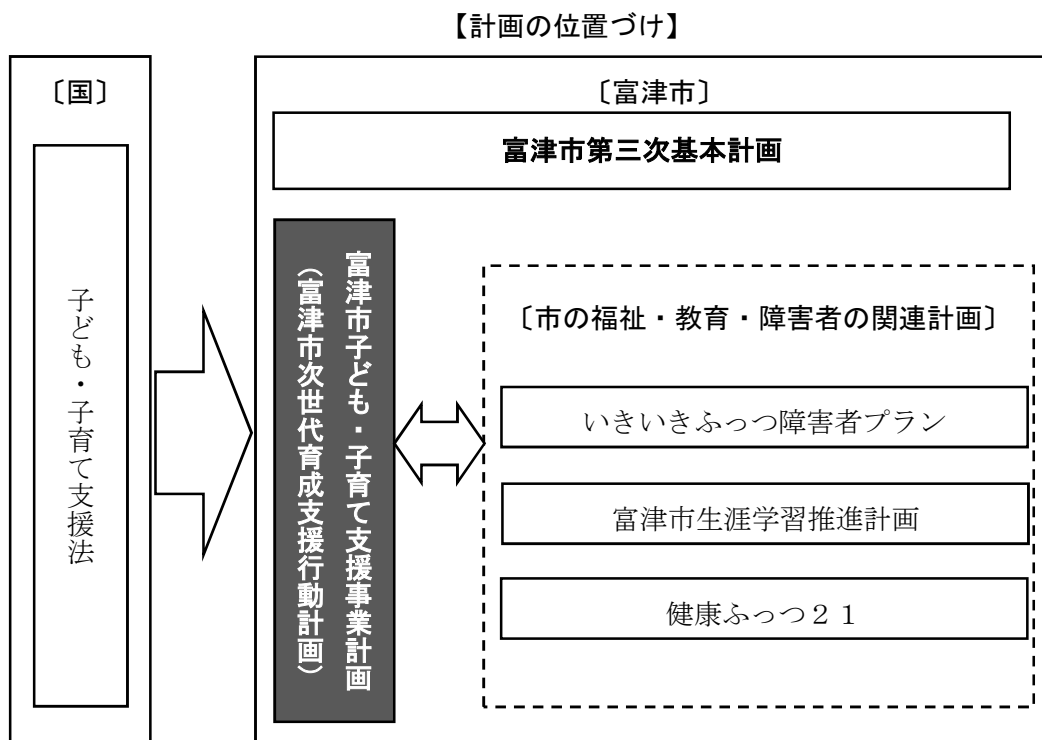
また、平成27年3月までの時限立法であった次世代育成支援対策推進法が改正され、10年間延長されたことから、本計画を次世代育成支援行動計画と一体のものとして策定することとしました。

富津市の「子ども・子育て支援事業計画」は、このような国の動向、本市のこれまでの次世代育成支援対策の取り組み状況、課題を整理し、学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期を定めることで、市民の様々なニーズに応じていくための事業計画として策定するものです。

1-2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条を根拠に、同法第77条で設置している「富津市子ども・子育て会議」で委員の意見を聴取した上で、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとされています。

子ども・子育て支援法により記載する必要がある項目に加え、本市の「富津市第三次基本計画」をはじめ、関連する福祉、教育、障がい者等の関連計画と連携・整合を図りながら策定していきます。また、この計画は、富津市次世代育成支援行動計画の後継としても位置付けられています。



1-3. 計画期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法に基づいて定められた基本指針に即し、平成27年度から平成31年度の5年間を一期として策定します。なお、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況に加え、計画全体の成果についても、年度ごとに検証・評価をしていきます。

第2章 本市の子ども・子育てをめぐる環境

2-1. 人口、世帯、人口動態等

①人口・世帯の推移

過去20年の人口と世帯数の推移をみると、人口は平成7年をピークに減少し、その後は減少し、平成25年では約47,000人となっています。

世帯数は緩やかな増加傾向にあります。

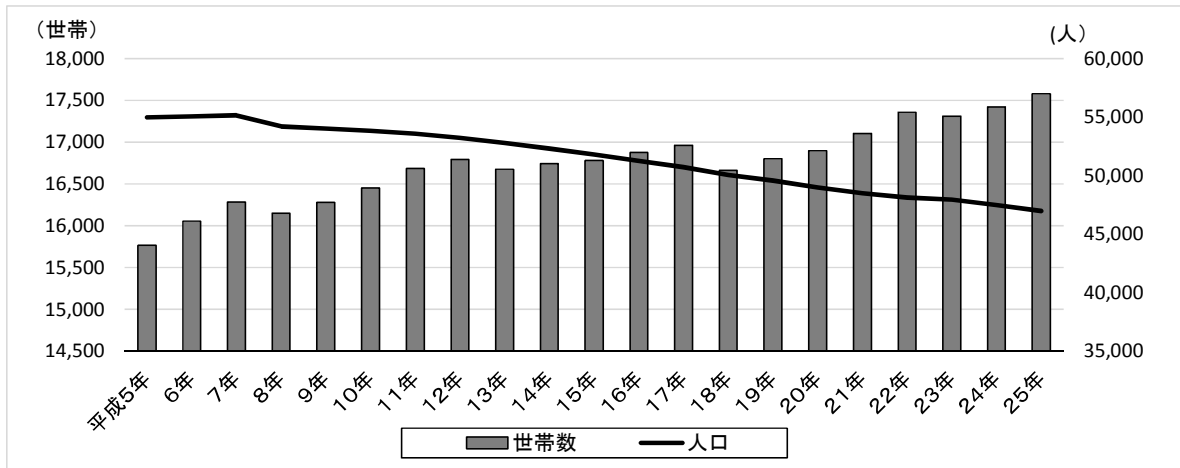


図 人口・世帯数の推移 (資料：千葉県毎月常住人口調査)

②人口動態

過去20年の人口動態をみると、自然増減では減少傾向が続いています。

社会増減についても同様に減少が続いており、平成22年にいったん増加していますが、平成23年以降、再度減少に転じています。

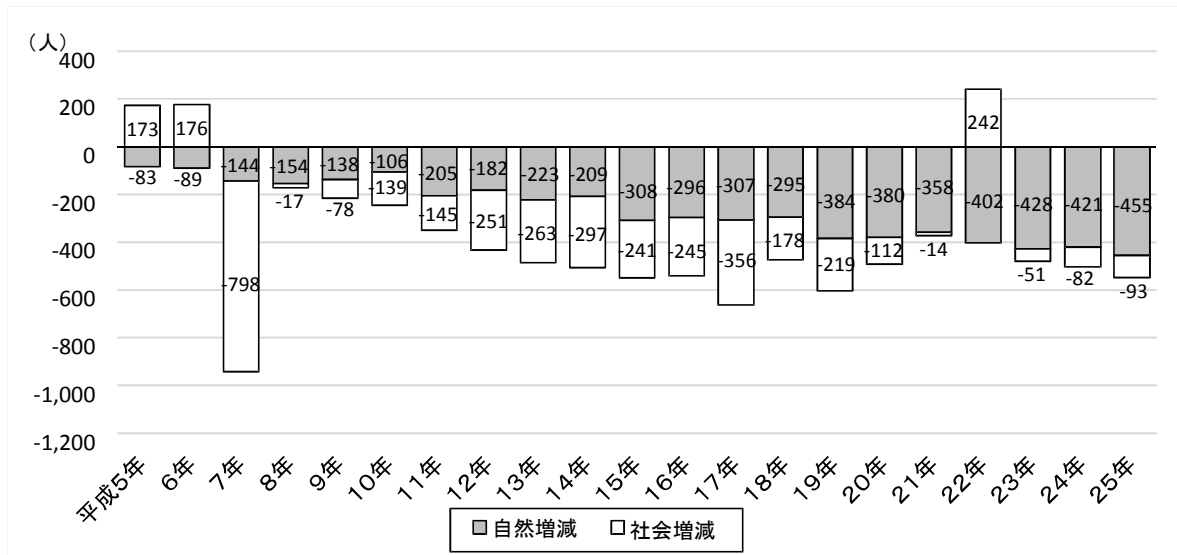


図 人口動態の推移 (資料：千葉県毎月常住人口調査)

③年齢別人口

年齢別人口をみると、15～64歳の生産年齢人口が減少傾向、65歳以上の老年人口が増加傾向にあり、老年人口は平成22年で30%に近づいています。

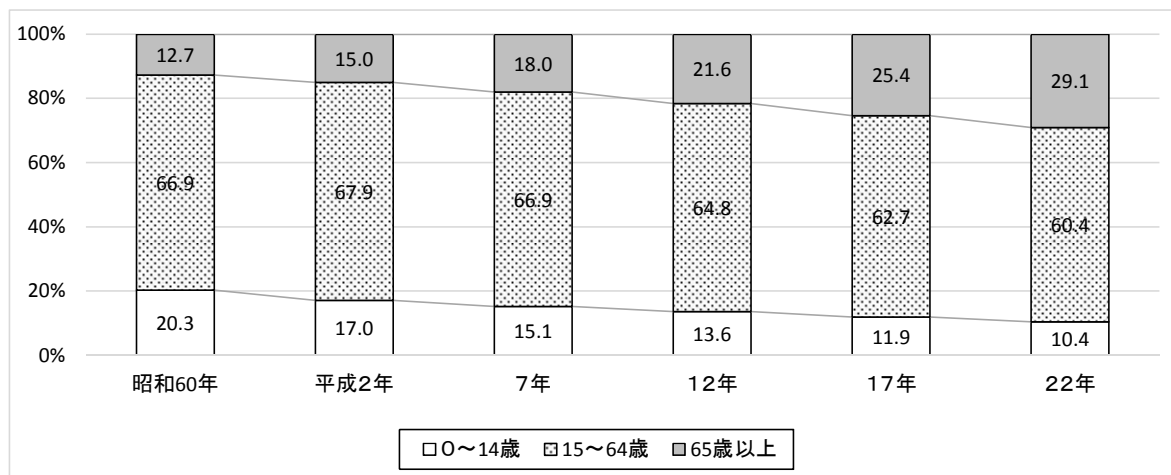
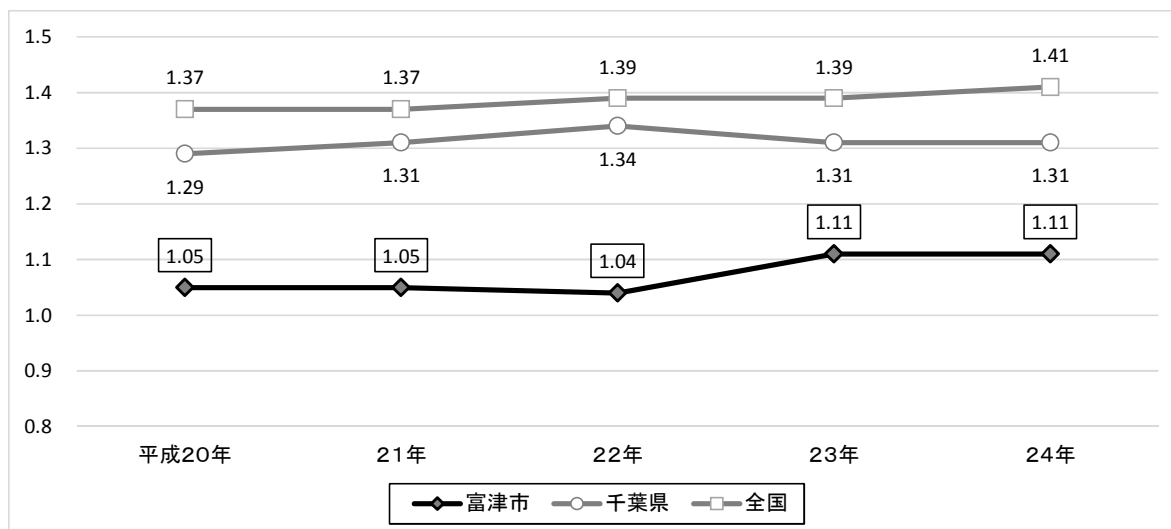


図 年齢別人口の推移（資料：国勢調査）

④合計特殊出生率

合計特殊出生率を比較すると、全国では緩やかな増加傾向にあり、本市でも平成23年に増加に転じ、平成24年では1.11となっています。



2-2. ニーズ調査からみた子育ての状況

(1) 調査の概要（就学前児童）

・実施方法

調査票「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」	
調査対象者	就学前児童を持つ保護者
調査件数	1,000件
調査内容	家庭等の子育て環境、保護者の就労状況、定期的な教育・保育事業の現状・利用意向、地域の子育て事業の現状・利用意向、育児休業などに関する設問

・配布、回収状況

区分	就学前児童の保護者		
	配布数	回収数	回収率
市全域	1,000件	511件	51.1%

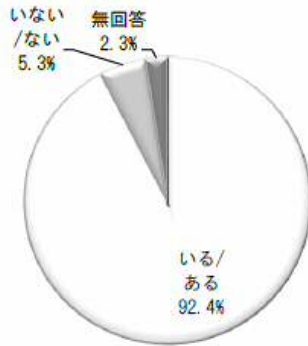
(2) 調査結果

①悩みの相談相手

○相談先は「祖父母等の親族」が8割台半ばを占め最も高く、次いで「友人・知人」が7割台半ばを占めています。

○「子育て支援センター」は1割未満にとどまっています。

問9 気軽に相談できる人の有無



n= 511人

問9-1 気軽にできる相談先

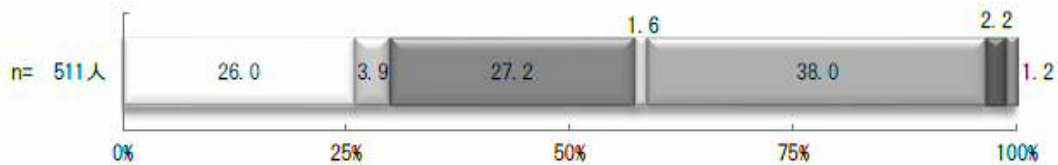


n=472人

②保護者の就労状況

○母親の就労状況は「以前は就労していたが、現在は就労していない」が約4割を占めています。

問11(1) 母親の就労状況



n= 511人

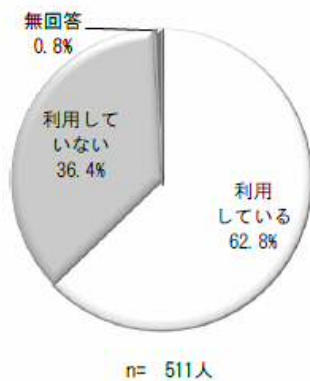
- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

③定期的な教育・保育事業の利用状況

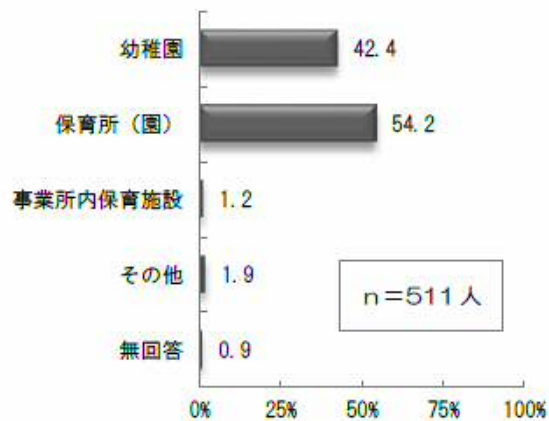
○定期的な教育・保育の事業を「利用している」方が6割以上を占めています。

○利用中の事業は「保育所」が5割台半ば、「幼稚園」が4割を超えています。

問 14 定期的な教育・保育事業の利用状況



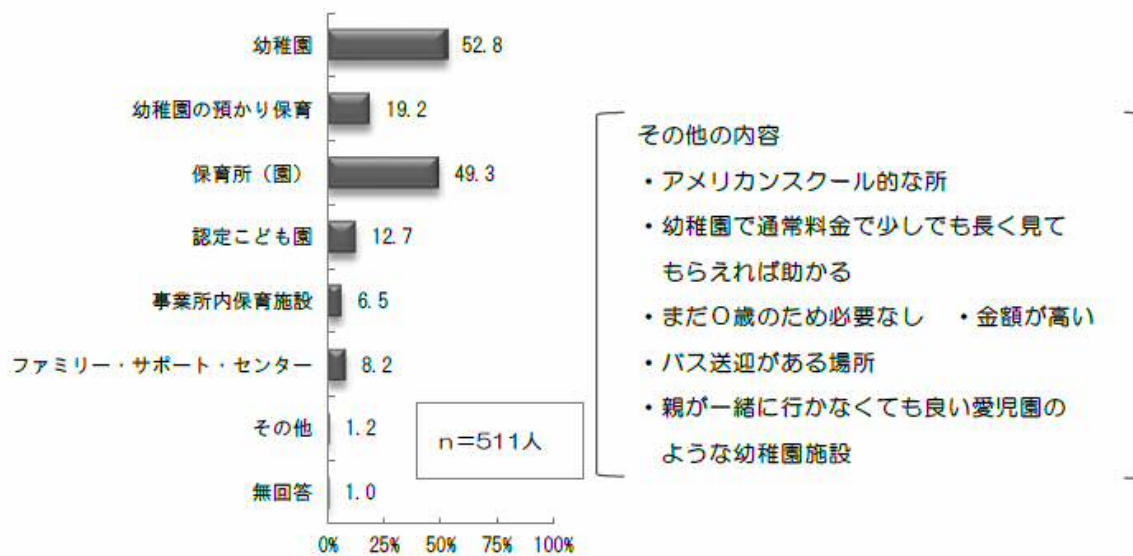
問 14-1 利用中の定期的な教育・保育事業



④希望する教育・保育事業

○希望する教育・保育事業は「幼稚園」が5割以上、「保育所」が約5割を占めています。

問 15 希望する定期的な教育・保育事業



2-4. 本市の子ども・子育て支援の課題

◆子育ての不安感、負担感の解消

ニーズ調査の結果から子育ての不安について、相談相手として保護者仲間にはあまり相談できていない状況であり、地域でのつながりの希薄化等から子育てに関する悩みや不安を抱えながら、誰にも相談せずに孤立することが懸念されます。

地域の子育て世代親子の交流促進や育児相談等を充実し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、全ての子育て家庭を地域で支える取り組みが求められています。

◆ワーク・ライフ・バランスの実現

仕事と生活の調和の実現については、「仕事と生活の調和憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、全ての者が積極的に取り組むこと、国や地方自治体が支援すること等により、社会全体の取り組みとして広げていくことが必要とされています。

本市においても、子育て世代の就労状況、就労意向を踏まえ、働く男女の職業生活と家庭生活との両立に向けた取り組みが求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

3-1. 計画の基本理念

本計画では、平成22年に策定した「富津市次世代育成支援行動計画」における基本理念を継承し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指します。

【基本理念】

いいじゃないか！ ふつつ

3-2. 計画の基本目標

1. あかちゃんって、いいじゃないか！～子育てスタートの安心づくり～

新しい生命の息吹と赤ちゃんの愛くるしさを実感し、子育てに意欲的な世代を目指しましょう。

2. 大きくなるって、いいじゃないか！～親子の成長の共感づくり～

乳幼児期のふれあい・喜び・驚き・苦労・発見を通して、親も子も成長を共感する子育て世代を目指しましょう。

3. がんばるって、いいじゃないか！～子どもの生きる力づくり～

自らの力で立つ意欲と個性豊かな人間性を持ち、心身ともに健やかに成長する世代を目指しましょう。

4. つながるって、いいじゃないか！～世代・地域とつながる心づくり～

生まれ育ったまちを愛する心を持ち、まちの現在と未来を担う中心世代を目指しましょう。

5. ホットするって、いいじゃないか！～“安心温度”の高いまちづくり～

すべての人に優しい、安心と安全を実感できるまちをすべての世代で創造しましょう。

～「子どもの権利条約」について～

子どもは生まれてきた時、すでに「権利」をもっています。その権利を守るため、「子どもの権利条約」が定められ、わが国でも平成6年にこの条約が批准されました。

この条約では、「子どもの最善の利益」を保証する国や大人の責任を定めるとともに、守るべき子どもの4つの基本理念「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を基に、子どもの権利を守ることが位置づけられています。

「子どもの権利条約」4つの柱

①生きる権利

- ・病気などで命を奪われないこと
- ・病気や怪我をしたら治療を受けられることなど

②育つ権利

- ・教育を受け、休んだり遊んだりできること
- ・考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど

③守られる権利

- ・あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること
- ・障がいのある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られることなど

④参加する権利

- ・自由に意見を言えること
- ・集まってグループを作ったり自由な活動を行ったりできることなど

本計画を策定するにあたって、子育て支援サービス等により影響を受ける子ども自身の利益を第一に考え、子どもの権利条約の精神を尊重し、すべての子どもの権利が最大限に尊重されるような配慮が必要です。

本計画の基本理念、基本目標の根幹には、「子どもの権利」を守る考え方が息づいています。

第4章 事業計画

4-1. 教育・保育提供区域の設定

【子ども・子育て支援法第61条（第2項第1号）】

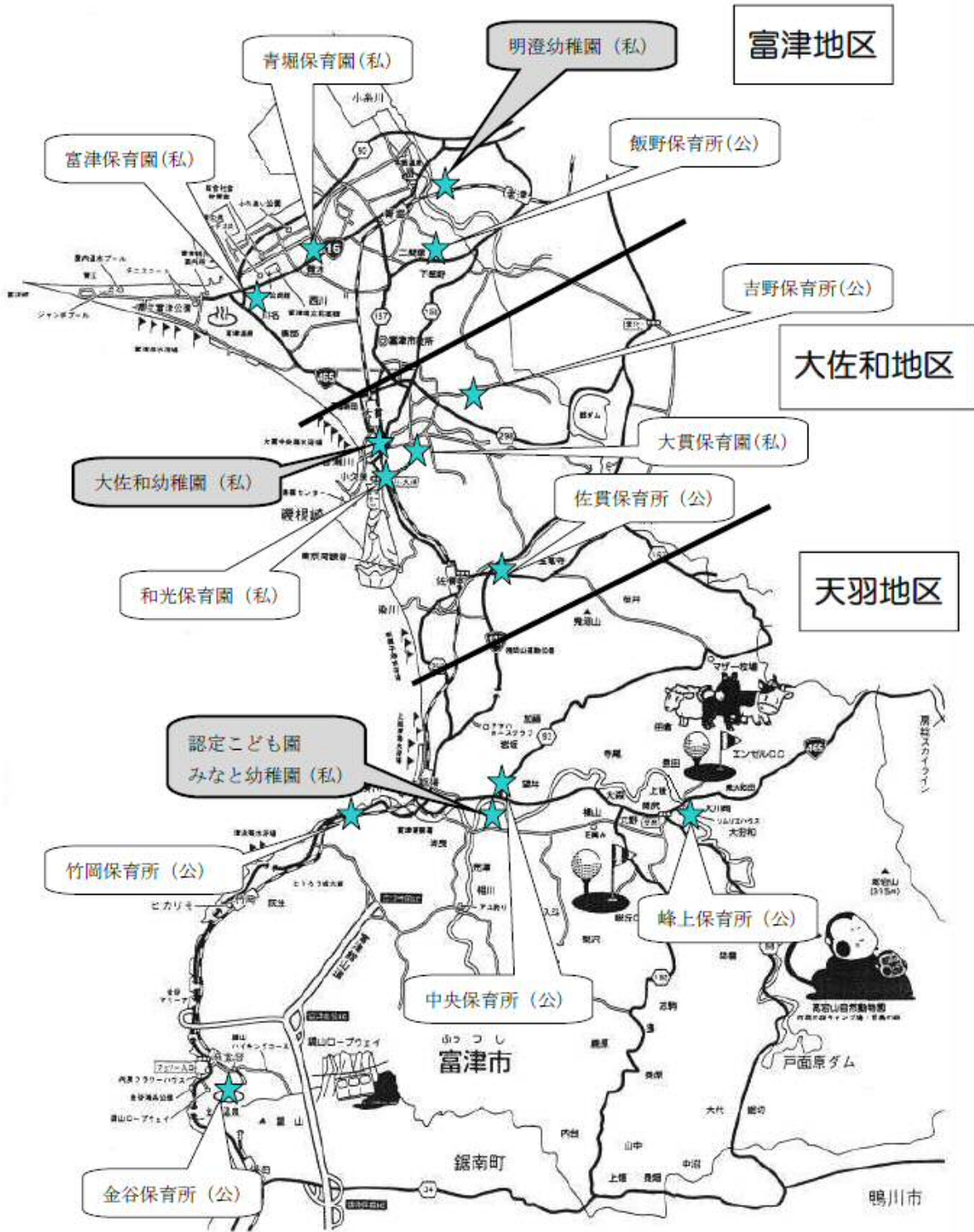
本市は「量の見込み」「確保方策」を設定する単位を、富津地区、大佐和地区、天羽地区の3つの区域とします。

（理由）

- 富津地区の人口が他2地区に比べ多くなっており、地域特性を考慮するため。
- 各地区に保育所(園)・幼稚園が1か所以上配置されており、各地区内に提供施設が存在する。
- 居宅からおおむね30分以内で移動可能。

本計画における区域設定は、富津地区、大佐和地区、天羽地区の3区域とする。

図 教育・保育提供区域図



4-2. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

【子ども・子育て支援法第61条第2項第1号】

富津地区

年度 区分	平成27年度				平成28年度			
	1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
量の見込み(①)								
富津市								
君津市								
確保方策(②)								
特定教育・保育施設								
富津市								
君津市								
地域型保育事業								
富津市								
君津市								
認可外保育施設								
富津市								
君津市								
②-①								

年度 区分	平成29年度				平成30年度			
	1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
量の見込み(①)								
富津市								
君津市								
確保方策(②)								
特定教育・保育施設								
富津市								
君津市								
地域型保育事業								
富津市								
君津市								
認可外保育施設								
富津市								
君津市								
②-①								

年度 区分	平成31年度			
	1号認定	2号認定	3号認定	
			0歳	1・2歳
量の見込み(①)				
富津市				
君津市				
確保方策(②)				
特定教育・保育施設				
富津市				
君津市				
地域型保育事業				
富津市				
君津市				
認可外保育施設				
富津市				
君津市				
②-①				

大佐和地区

年度 区分	平成27年度				平成28年度			
	1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
量の見込み(①)								
富津市								
君津市								
確保方策(②)								
特定教育・保育施設								
富津市								
君津市								
地域型保育事業								
富津市								
君津市								
認可外保育施設								
富津市								
君津市								
②-①								

年度 区分	平成29年度				平成30年度			
	1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
量の見込み(①)								
富津市								
君津市								
確保方策(②)								
特定教育・保育施設								
富津市								
君津市								
地域型保育事業								
富津市								
君津市								
認可外保育施設								
富津市								
君津市								
②-①								

年度 区分	平成31年度			
	1号認定	2号認定	3号認定	
			0歳	1・2歳
量の見込み(①)				
富津市				
君津市				
確保方策(②)				
特定教育・保育施設				
富津市				
君津市				
地域型保育事業				
富津市				
君津市				
認可外保育施設				
富津市				
君津市				
②-①				

天羽地区

年度 区分	平成27年度				平成28年度			
	1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
量の見込み(①)								
富津市								
君津市								
確保方策(②)								
特定教育・保育施設								
富津市								
君津市								
地域型保育事業								
富津市								
君津市								
認可外保育施設								
富津市								
君津市								
②-①								

年度 区分	平成29年度				平成30年度			
	1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
量の見込み(①)								
富津市								
君津市								
確保方策(②)								
特定教育・保育施設								
富津市								
君津市								
地域型保育事業								
富津市								
君津市								
認可外保育施設								
富津市								
君津市								
②-①								

年度 区分	平成31年度			
	1号認定	2号認定	3号認定	
			0歳	1・2歳
量の見込み(①)				
富津市				
君津市				
確保方策(②)				
特定教育・保育施設				
富津市				
君津市				
地域型保育事業				
富津市				
君津市				
認可外保育施設				
富津市				
君津市				
②-①				

4-3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

【子ども・子育て支援法第61条第2項第1号】

(1) 利用者支援事業

①提供区域

全市域

②事業内容

一人ひとりの子どもが、健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う事業です。

③今後の方向性

地域子育て支援センターの設置と併せて実施を目指していきます。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(①)					
確保方策(②)					
②-①					

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

①提供区域

富津地区、大佐和地区、天羽地区

②事業内容

認可保育所の 11 時間の開所時間を超えて保育を行う事業です。

③今後の方向性

利用者のニーズに対応した時間に延長保育事業を利用できるように、職員の配置等の適正な実施体制の維持・強化に努めていきます。

富津地区					
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(①)					
確保方策					
人数(②)					
施設数					
②-①					

大佐和地区					
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(①)					
確保方策					
人数(②)					
施設数					
②-①					

天羽地区					
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(①)					
確保方策					
人数(②)					
施設数					
②-①					

(3) 妊婦健康診査

①提供区域

全市域

②事業内容

より安全で安心な出産を支援するために、妊娠中に指定医療機関において14回を限度に公費で基本的な健診を受けられるようにする事業です。

③今後の方向性

早期の妊娠届出の促進を図っていきます。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み					
人数					
健診回数					
確保方策					

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

①提供区域

全市域

②事業内容

子育ての孤立を防ぐため、生後4ヶ月までの間に新生児がいる全戸を保健師・助産師・看護師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供、育児や産後の生活の相談、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ助言等を実施する事業です。

③今後の方向性

保護者の子育ての不安を和らげ、必要な助言を行うとともに乳児と保護者の状況を把握し、支援が必要と思われる状態を早期に発見し、養育支援訪問へつなげていきます。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み					
事業実施予定					
確保方策					

(5) 養育支援訪問事業

①提供区域

全市域

②事業内容

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、各家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

③今後の方向性

乳児全戸訪問事業等で把握した家庭に対し、必要な指導・助言を行い、必要なサービスにつなげていきます。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み					
確保方策					

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

①提供区域

全市域

②事業内容

疾病、出産等による入院、冠婚葬祭、災害または事故、精神的又は身体的な理由等で休息をとる必要があり、子どもを一時的に養育できない場合に、養育協力家庭で子どもを預かる事業です。（2歳以上12歳までの子を対象に、1回につき7日以内の利用期限とする）

③今後の方向性

利用ニーズ及び受入れ可能施設がなく、今後も見込めないため、現時点で実施予定はありません。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

①提供区域

全市域

②事業内容

地域において、児童の預かり等の援助を希望する者（利用会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に対する連絡・調整を実施する事業です。（生後3か月から中学生が対象）

③今後の方向性

地域での子育て支援を推進するうえで重要な事業ですので、地域子育て支援センターに併設するなど利用者の利便性を考え、設置を目指していきます。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
確保方策					

(8) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

①提供区域

富津地区、大佐和地区、天羽地区

②事業内容

保護者が仕事や病気入院等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、放課後、適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全な育成を図る事業です。

③今後の方向性

未設置学区解消のため、早期設置を目指していきます。

富津地区						
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
量の見込み(①)						
小学1～3						
小学4～6						
確保方策						
登録児童数(②)						
施設数						
②-①						

大佐和地区						
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
量の見込み(①)						
小学1～3						
小学4～6						
確保方策						
登録児童数(②)						
施設数						
②-①						

天羽地区						
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
量の見込み(①)						
小学1～3						
小学4～6						
確保方策						
登録児童数(②)						
施設数						
②-①						

(9) 一時預かり事業（幼稚園、保育園の一時保育事業）

①提供区域

富津地区、大佐和地区、天羽地区

②事業内容

保護者の育児ストレスの解消や家庭において保育を受けることが一時的に困難になった場合に、一時的にお子さんを預かる事業です。

③今後の方向性

引き続き実施していきます。

ア 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

富津地区					
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(①)					
1号認定					
2号認定					
確保方策					
人数(②)					
施設数					
②-①					

大佐和地区					
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(①)					
1号認定					
2号認定					
確保方策					
人数(②)					
施設数					
②-①					

天羽地区					
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(①)					
1号認定					
2号認定					
確保方策					
人数(②)					
施設数					
②-①					

イ 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外

富津地区					
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(①)					
確保方策(②)					
一時預かり					
延べ人数					
施設数					
ファミサポ					
トワイライトステイ					
延べ人数					
施設数					
②-①					

大佐和地区					
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(①)					
確保方策(②)					
一時預かり					
延べ人数					
施設数					
ファミサポ					
トワイライトステイ					
延べ人数					
施設数					
②-①					

天羽地区					
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(①)					
確保方策(②)					
一時預かり					
延べ人数					
施設数					
ファミサポ					
トワイライトステイ					
延べ人数					
施設数					
②-①					

(10) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

①提供区域

富津地区、大佐和地区、天羽地区

②事業内容

未就学児の子どもとその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で子育てに関する情報交換や交流、仲間づくりができる場所を提供する事業です。

③今後の方向性

各地区設置を目指し、また、他事業を複合的に行う事業を目指していきます。

富津地区					
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み					
確保方策					

大佐和地区					
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み					
確保方策					

天羽地区					
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み					
確保方策					

(11) 病児・病後児保育事業

①提供区域

全市域

②事業内容

市内在住の乳幼児や保育所（園）・幼稚園・放課後児童クラブに通所している児童で病児、病後児の病気回復期に家庭での保育に欠ける場合に一時的に保育する事業です。

③今後の方向性

子育てと就労の両立を支援するうえで重要な事業ですので、引き続き実施するとともにファミリーサポートセンターの活用を目指していきます。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(①)					
確保方策(②)					
病児・病後児対応型					
延べ人数					
施設数					
体調不良児対応型					
延べ人数					
施設数					
非施設型(訪問型)					
延べ人数					
施設数					
ファミサポ					
②-①					

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

①提供区域

なし

②事業内容

認定世帯へ教育・保育に必要な実費徴収に係る費用を助成する事業

③今後の方向性

施設により実費徴収の金額が異なるため、事業実施予定はありません。

(13) 多様な主体が参画することを促進するための事業

①提供区域

なし

②事業内容

保育の受け皿拡大などのために保育施設等への民間事業者の参入を促進していく事業です。

③今後の方向性

待機児童がないため、新規事業者の参入は、想定していません。

4-4 乳幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策

【子ども・子育て支援法第61条第2項第3号】

乳幼児期の教育・保育は、その子どもの生涯にわたる人格形成の基礎を担う重要なものであり、子どもの最善の利益を第一優先として考えながら、子どもたちへの質の高い教育・保育の提供を行うとともに、家庭や地域における教育・子育ての向上に向けた支援を実施していく必要があります。

このため、本市の幼稚園・保育所としてこれまで培ってきた知識・技能等を生かし、各施設・事業者間の情報共有や交流活動などを充実するとともに、幼稚園・保育所等から小学校への滑らかな接続のためのカリキュラムの検討や、合同研修の実施等により多面的な連携を推進します。

4-5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

(法第61条第3項第1号)

- ・保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設等を利用できるように、情報提供や計画的な施設整備に取り組む等を記載する。

4-6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

(法第61条第3項第2号)

- ・児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実等、県が行う施策との連携に関する事項を記載する。

4-7 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

(法第61条第3項第3号)

- ・県、地域の企業、労働者団体、都道府県労働局、子育て支援活動を行う民間団体等と相互に密接に連携し、協力し合いながら、地域の実情に応じた取組を進めることを記載する。

第5章 子ども子育ての施策（重点施策）

1 妊娠・出産期

（1）妊産婦・新生児の健康支援

事業名	事業内容
妊娠届出時面接相談、母子健康手帳の発行	母子の健康管理のため、健診や予防接種記録を含め妊娠・出産・育児に関する記録をする手帳を交付する。
妊娠期支援事業	妊娠中の母体管理と栄養管理、胎児の発育についての学習講座を開催する。
新生児・産婦訪問	母子共に子育ての不安定な時期である生後28日以内の新生児・産婦へ助産師・保健師が訪問する。
乳幼児相談	乳幼児期の子育てに関することや食事等の相談、随時の電話相談、必要に応じた面接相談を行う。
マタニティ講座	①出産を控えた親が、保育所で実際におむつ替え、授乳、離乳食など乳幼児の一日を保育士と一緒に観察・体験する。 ②お母さん達との交流の場とし、仲間づくりを手助けする。 ③栄養士による栄養教室・離乳食の作り方等を講習する。

2 乳児・幼児期

（1）子どもの健康支援

事業名	事業内容
育児教室 (4か月児・7か月児・10か月児・1歳児・2歳6か月児)	発達の節目の時期に、成長・発達の経過、食事、虫歯予防を学ぶ教室を開催する。
離乳食教室 (5か月(前期)・8か月(中期)・11か月(後期))	月齢にあった食事についての学習と食材の使い方や作り方等を実習する。
乳幼児栄養相談	育児教室(各回)等の事後フォローとして随時電話や個別相談を実施する。
1歳6か月児健診	計測・診察(内科・歯科)・相談(発達・栄養)を実施し、子どもの発育・発達を養育者と確認する。
3歳児健診	計測・診察(内科・歯科)・検査(尿・視力・聴力)・相談(発達・栄養)を実施し、子どもの発育・発達を養育者と確認する。
予防接種	感染症を予防するため、予防接種を行う。

(2) 障がい児支援

事業名	事業内容
幼児ことばの相談会	ことばの問題の早期発見、早期対応を行い、就学後の継続指導に結びつけるため、希望のあった就学前の幼児を対象に、ことばの相談会を実施する。
保育所（園）・幼稚園への巡回訪問	特別支援学校教諭による療育技術指導を行い、障がい児等の入所している保育所等職員の資質の向上を図る。
在宅生活支援事業	障害者総合支援法に基づく在宅サービス（居宅介護・重度訪問介護・重度障がい者等包括支援）の利用促進を図る。
日中活動支援事業	障害者総合支援法に基づく日中活動サービス（短期入所・療養介護）、地域生活支援事業（日中一時支援・地域活動支援センターⅠ型・Ⅱ型・Ⅲ型）及び児童福祉法に基づく障害児通所サービス（放課後等デイサービス・児童発達支援）の利用促進を図り、障がい児の日中における活動の場を確保する。
相談支援事業	障害児相談支援事業所は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障がい福祉サービスを利用するにあたり、サービス計画の作成や事業所との調整を行い適正なサービス利用を促進する。そして、一般相談支援事業所は、通常の相談支援では対応が不十分な引きこもりや障がい福祉サービスの未利用者に対し、早期発見や適切なサービスの利用を促進する。
社会参加促進事業	障害者総合支援法に基づく行動援護、同行援護及び補装具費支給事業、地域生活支援事業に基づく日常生活用具給付等事業、移動支援事業及び意思疎通支援事業等を実施し、障がい児の社会参加の促進を図る。
療育等支援事業	千葉県社会福祉事業団児童デイサービスセンターに委託し、毎週火・木曜日に市役所内及び市内保育所（園）、幼稚園、小学校等で臨床心理士又は言語聴覚士によることばの訓練や心理診断等の療育相談を行い、障がい児の発達支援を目的とする。
ペアレントサポートワークショップ	千葉県発達障害者支援相談センターCAS及び関係機関に協力してもらい、発達障がい児を育てる保護者等を対象に子どもへの関わり方や子育てに関して理解・促進を目的とする講座を実施。
障がい児を育てる地域の体制整備事業	研修会や講演会を実施することにより、障がい児への理解を深める。

各種手当給付事業	特別児童扶養手当・障害児福祉手当・難病患者療養見舞金を20歳未満の重度の障がい児や難病患者に給付する。
各種医療費等助成事業	障がいのある児童に対し、自立支援医療（育成医療・精神通院医療）、重度心身障害者医療、精神障害者医療の医療費助成を行う。
各種割引制度	障がいの程度によって公共料金や交通機関料金等の割引を実施する。

（３）親子に対する支援

事業名	事業内容
食育事業	健全な食事環境を通じた家族の団らんの大切さや食事の楽しさ、子どもの栄養改善、食を通じた心の健全育成を学ぶため、食事に関する講習会・実習を行い、親子・親同士の交流を図る。
ピッコロ学級	幼児の心身の発達や健康・栄養についての講義、遊びの実習などを通して子育てについて学び、親子・親同士の交流を図る。
家庭教育学級	地域における親世代・子世代の交流を含めた仲間づくりを目指して、親子共同（協働）学習の形態で開設し、家庭における親子関係の改善・充実を図る。
家庭教育指導員	家庭教育に関する相談や指導のほか、家庭教育学級の企画運営、内容の指導助言を行う。
教育相談事業	いじめ・不登校・引きこもり・家庭内暴力・発達障がい等の相談活動を行う。
移動図書館	移動図書館車両を更新したことによる積載蔵書冊数の増加等、図書貸し出しサービスの充実を図り、もって市民の生涯にわたる学習の向上を図る。
未就学児に対する防災学習機会の創出	幼少期からの防災教育が有効であるため、子連れで楽しく学べるワークショップ形式の講座を開催する。

（４）地域における子育て支援

事業名	事業内容
おはなし会	絵本の読み聞かせや手あそびを行い、本に親しむ機会を作る。
おやこ遊遊ひろば	公民館の一室を開放し、未就園児の親子を対象に育児不安や孤立感、ストレスを和らげ、子育てが楽しいと感じられるような場を提供すると同時に、子ども同士の発達を図る。また、主任児童委員による子育て何でも相談を行う。

「布えほん」貸出	ボランティア布えほんメルヘンにより製作された布絵本やおもちゃを、市内幼稚園、保育園、個人及び福祉団体に貸し出す。
おひさま広場	主に乳幼児を持つ親子が気軽に集い、温かい雰囲気の中での交流、育児相談、子育て情報の提供を行う。
園庭開放	安全性に配慮しながら、保育所（園）や幼稚園の園庭開放を実施する。

3 学齢期・思春期

(1) 学校教育の推進

事業名	事業内容
外国語指導助手（ALT）の配置	「生きた英語」を学び、小中学生の英語によるコミュニケーション能力を高め、異文化理解や国際理解を推進するため、ALTを配置する。
情報教育の推進	情報教育を推進するため、コンピュータ室等の整備・充実を図る。ICT機器の活用を通して、児童生徒の情報活用能力を育成する。
食育の推進	次代を担う小中学生が、正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるように、学校栄養職員を食育指導員として位置づけ、各学校における食育を推進する。
特別支援教育の推進	LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥/多動性障がい）、高機能自閉症を含む、特別な支援の必要な児童生徒に適切な教育的支援や指導を行う体制を整える。
学校におけるカウンセリングの推進	いじめや心の悩み等の生徒指導上の諸問題において、児童生徒、保護者からの相談に応じるため、県から配置されたスクールカウンセラーを有効に活用する。
不登校児童生徒の適応指導	不登校児童生徒への適応指導対策として、適応指導教室を運営するとともに、学校や関係諸機関とのネットワークを生かして総合的な取り組みを実施する。
問題を抱える子ども等の自立支援事業	自立支援指導員を小中学校に配置し、不登校やいじめ・児童虐待等の諸問題の未然防止や早期発見・早期対応を行う。
はまかぜ教育相談	専門医による教育相談を実施し、児童の悩み・不安・問題行動について専門的な立場からカウンセリングを行う。

(2) 地域社会との連携

事業名	事業内容
学校施設の有効利用	学校施設の地域開放に向けて、各学校で必要に応じて関係機関と相互調整し有効利用を図る。
学校体育施設開放事業	市における社会体育の振興、普及のために学校の施設を学校教育に支障のない範囲で一般市民の健全な余暇利用の場として開放する。
こどもチャレンジ教室	宿泊体験や他の体験活動を通して自主性、創造性、社会性を育てる。
ふれあいスポーツフェスタ事業	市民の健康づくり、体力づくり及び親睦、交流を目的に、子どもから高齢者まで参加できるスポーツイベントを実施する。
富津市スポーツ少年団事業	地域に根ざしたスポーツ活動を推進し、もって郷土の未来を担う、青少年の心身の健全なる育成を図る。
青少年問題協議会	青少年に関する施策の連絡調整を行う。
青少年相談員活動/ 青少年相談員連絡協議会	愛のパトロールや青少年のつどい大会を通して、地域活動等を担う青少年相談員相互の情報交換を行い、青少年の健全育成を図る。
子ども110番の家	地域の方にご協力いただき、児童の登下校時の緊急避難場所として設置する

4 全般

(1) 経済的負担の軽減

事業名	事業内容
児童手当	子どもを養育している保護者の生活安定と子どもの健全育成を目的に、中学校修了前まで支給する。
子ども医療費助成	中学校就学前の子どもが入院や通院した場合、保護者へ医療費の自己負担金を助成する。
未熟児養育医療助成	出生時の体重が2,000g以下、または身体の発達が未熟なまま出生し、入院治療を必要とする乳児の医療費を助成する。
私立幼稚園就園奨励費の助成	保護者に対し、保育料等の助成を行う。

(2) ひとり親家庭の支援

事業名	事業内容
児童扶養手当	父又は母と生計を同じくしていない18歳の年度末までの児童を持つ父、母又は養育している方に支給する。
ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭に対して医療費の一部を助成する。
母子及び父子・寡婦福祉資金貸付	母子家庭・寡婦の福祉向上のための資金を貸付ける。
母子・父子家庭相談事業	母子家庭等への指導・支援や母子寡婦福祉資金の相談を受けるため、市の担当窓口に通2日相談員を配置する。

(3) 児童虐待防止対策

事業名	事業内容
児童虐待相談対応事業	地域において児童と接する機会のある関係機関及び団体等と連携を図り、総合的視点から早期に児童虐待の予防・防止活動を展開する。
家庭相談事業	子育てに関する様々な悩みの相談に応じるため、市担当窓口に通2日相談員を配置する。

第6章 計画の推進体制

6-1. 関係機関等との連携

本計画の推進にあたっては、地域でのきめ細かな取り組みが重要であることから、市民や地域、企業などの各方面との連携を図る必要があります。

また、本計画で示した施策を展開するためには、行政のみならず、市民をはじめ、市民団体、地域、学校、NPO法人、社会福祉協議会、ボランティア、企業・事業者などの関係機関・団体の協力が必要不可欠です。このため、これらの個人、関係機関等と相互に連携し、計画の着実な推進を図ります。

6-2. 計画の達成状況の点検・評価

本計画（Plan）を達成するため、計画に基づく取り組み（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Act）を図るPDCAサイクルによる適切な進行管理を行います。

また、取組の点検・評価を行うため、利用者の視点に立った指標を設定し、施策の改善につなげていきます。また、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても評価を行います。